

財産の譲与について

下記のとおり財産を譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

平成27年12月1日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 譲与財産

公益財団法人やまぐち農林振興公社と締結した次に掲げる分収造林契約に基づく、周南市の10分の4の収益分収権の4分の1及び造林木に対する10分の4の共有持分の4分の1

契約締結年月日	分収造林地の所在	面積（h a）
昭和42年11月16日	周南市大字原字太刀野原 134番1 外2筆	61.28
昭和48年 9月 5日	周南市大字原字太刀野原 134番51	3.65
昭和50年 9月16日	周南市大字奥関屋字奥関 屋317番83	6.83
昭和57年12月15日	周南市大字原字西太刀野 原131番2	4.91
昭和50年 3月21日	周南市大字巢山字汲谷 2673番1	43.25
昭和45年 8月20日	周南市大字大潮字柱ガノ 570番14	32.00

昭和53年 7月21日	周南市大字巢山字汲谷 2686番2 外1筆	6.97
7件		158.89

2 譲与の相手方

山口市葵2丁目5番69号

公益財団法人やまぐち農林振興公社

理事長 堀 信雄

3 譲与の理由

譲受人の経営の安定化及び分収造林事業を継続するため